

第6章 スイス

京都大学大学院経済学研究科 助教授* 黒澤隆文

(*平成 13 年 3 月まで広島大学経済学部講師)

はじめに (国民性、経済的特質など)

スイスといえばアルプスと通り相場が決まっている日本では、その政治や経済に関する関心は薄い。「スイス銀行」の匿名口座や、時計産業、それに武装中立主義が時折注目される程度である。こうした無関心の最大の理由は、スイス経済の規模が小さいことであろうが、同時に、日本とスイスが基礎的な条件の多くを異にし、戦後の一時期を除いては、日本が学ばべきモデルとはみなされてこなかったことも理由であろう。

実際、スイスの置かれた基礎条件とその社会構造は、日本との際だった対照を示している。700 万人の人口を支える九州ほどの大きさの国土が、西欧のまさしく中央に位置するという地理的条件は、ユーラシアの東端に位置し、1 億を優に超える人口を抱える島嶼国家日本とは鮮明な対照をなす。4 つの公用語に象徴される文化的多様性、州 (カントン) と自治体の徹底した自己決定権に立脚する分権的連邦主義、住民 (国民) 発議と住民 (国民) 投票に基づく直接民主政、極端な共和主義、スイスの特徴づけるこれらのいずれの要素をとっても、日本はスイスと反対の極に位置しているといっておかろう。

しかし、こうした対照性が、著しい類似性と共存していることも見逃せない。両国とも平地に乏しく、相対的に人口稠密であり、水力には恵まれたが地下天然資源は概して乏しかった。スイスでは渓谷ごとに成立した共同体が伝統的に重要な役割を果たしてきており、これは「ムラ社会」的な閉鎖性や、自己主張を抑えた控えめな対人コミュニケーションを生んできた。またいずれの社会でも、客観的な妥当性や価値判断はともかくとして、「自国は特殊」との信念が維持されてきた。

とりわけ第二次世界大戦後は、政治経済面での類似性が際立つ。両国とも、いわば冷戦体制の受益者であり、安定的かつ保守的な政治体制を持った。経済的には、日本はその高度成長によって、またスイスは、低成長ながら絶対的に高い所得水準と低失業率・低インフレを維持したことによって、ともに「経済優等生」として評価されてきた。それが 1990 年代に入るや否や、両国とも、80 年代末の「バブル」の破裂と冷戦体制の解体によって、政治的にも経済的にも自信を喪失し、長い停滞に苦しんだのである。

1997年以降、スイスの国内経済は長い停滞を脱して、成長軌道に復した。好調な企業業績と株価の上昇、雇用情勢の顕著な改善と財政収支の好転により、スイス社会は再び自信を取り戻したのである。スイスと日本の状況を分けたものは何か、またそこから日本が学ぶことは何か。以下では、上のような両国間の基礎条件の著しい相違と、それにもかかわらず存在する類似性に留意して、スイス経済の状況を分析する。

1. 経済発展史

(1) スイス経済の歴史的背景

スイスは、欧州でも極めて早い時期に工業化を遂げた国である。就業人口に占める工業就業者の比率は、産業革命以前から極めて高い水準に達していた。19世紀にはイギリス産業革命の成果を迅速にとりいれ、綿工業を軸に工業化を進めた。イギリスに次ぎ、ベルギーと並んで世界でも2番目に古いスイスの産業革命過程は、統一的な国家機構がなお欠如する中で、産業振興政策や保護関税政策に依存することなく、民間資本主導で進展した。

工業化のごく初期においてスイスの活発な経済活動の背景となったのは、宗派的難民による技術移転と、欧州全域に居住するこうした人々による商業ネットワーク、水力資源の存在と水力利用技術の蓄積、欧州大西洋岸地域に比較して低い賃金水準、酪農・畜産を中心とし、商品経済化を促進することになった農業構造といった一連の要因である。経済発展が周辺諸地域との極めて緊密な経済関係を前提に進んだことは、欧米の先進工業国から地理的に隔絶した状況で工業化を遂げた日本の状況と著しく異なる。また近代的資本主義国としての歴史の長さが、日本にほぼ倍することも、日本との経済史的条件の相違として重要である。

1870年代以降、スイスは、低賃金国から高賃金国へ、また移民送り出し国から受け入れ国へと転換した。成長部門は繊維工業から機械工業へと移り、化学工業や、電気利用技術に基づく産業もスイスの重要な工業部門となった。19世紀末以降、欧州工業の最大の担い手となったドイツとの、言語と科学教育文化の共有を背景に、20世紀の成長産業に基盤を置く構造に転換しえたこと、これが停滞色の強かったイギリスとの相違をもたらした。

すでに19世紀末の時点で、スイスに生まれた企業は大規模な対外直接投資を展開しており、早くも多国籍化が開始されている。スイスの場合には後背地人口が少なく、この時期に

すでに外国人労働者比率が顕著に上昇した。またこの頃、周辺国と同様に、寡占化と経済の組織化が進展し、各種のカルテルの形成が進んだ。

これに続く 2 つの大戦の時代には、参戦を免れた中立国スイスは相対的な高成長を遂げた。対外依存度が高かったために、大戦による経済的打撃は軽微ではなかったが、それでも戦間期の成長率は後の OECD 加盟各国平均を上回り、主要工業国中で最も高い数字を示した。また戦間期は、第二次大戦後の経済構造の基礎が形作られる時期でもあった。1937 年に機械工業で導入された「産業平和条項」は、その後他の産業部門にも拡大し、労働争議による労働喪失日が先進国中で最も少ないスイス独自の労使関係の基礎となった。またこの時期には、各種の逃避資金が中立国スイスに流入した。スイスの金融業はそれ以前から活発であったが、この戦間期の蓄積を重要な手がかりとして、第二次大戦後にはスイスは欧州有数の金融センターへと成長したのである。

(2)「スイス・モデル」とスイス経済の特質

スイスの戦後経済体制は、「スイス・モデル」と称されるスイスの政治的・社会的な基礎構造を前提としている。その主要な構成要素は、連邦制(分権制)、(半)直接民主政、永世中立の 3 点である。これらの特質は、自治体から州へ、州から連邦へと下から上へと積み上げられる形で進んだ国家形成史に起因し、その本質は、徹底した自治主義である。そしてこうした自治主義の上に成り立つ政治体制は、異なった文化やイデオロギーの共存を前提とする「多極共存主義」的特質を持つ。スイスの連邦内閣は、主要 4 政党と出身言語圏間の均衡、その他の要素に配慮して選出される閣僚から構成される。いわば総与党体制であり、その安定的かつ保守的な政治は、相互に緊密に結びついた政官財のエリートによる共同統治体制ともいうことができるが、このエリート主義をバランスするものとして、ほとんどの重要な案件を直接に有権者の決定に委ねる国民(住民)投票・発議制度が存在する。このスイスの政治体制は、次の点でスイス経済の特質をも規定してきた。

冷戦体制との関係

冷戦下における中立政策と保守的で安定した政治体制の存在によって、世界中からの逃避資金がスイスへ流入し、金融センターとしての同国市場の重要性は高まった。また中立国スイスの企業は、世界市場での活動を比較的自由に展開することが可能であった。

安定的な経済運営と強い通貨

政治の安定と独立性の強い中央銀行、連邦制に規定された分権的財政構造は、政策の振幅を最小限にし、経済の変動を極限まで抑えこんだ。主要経済指標の推移を各国との比較で示したグラフは、スイス経済の異常なまでの安定性を示す。スイスフランの信認はこうした経済環境の中で強まった。低インフレと低金利は、スイス金融市場の魅力を高め、またスイス企業の資金調達を助けた。さらに、変動相場制移行後のスイスフラン高はスイスを突出した高賃金・高物価国に押し上げた。

「小さな政府」と私的資本の利益優遇

欧州諸国では、一般に社会民主主義政党が政治勢力の一半をなすが、スイスの場合には、左派勢力の弱体さが顕著である。伝統的な反官僚主義や分権主義、自由貿易を前提とした経済構造、先発的な先進工業国であったことなどのために、政府とりわけ連邦政府による経済活動への直接的介入は僅かであり、福祉政策の展開も限定的であった。

「小さな政府」の実態は、財政構造に顕著にあらわれている。スイスの租税負担率は大陸欧州諸国の中で最も低く、アングロサクソン諸国や日本と近い数字である。税制は非常に分権的で、連邦直接税の規模は小さく、直接税の大半は州の財源である。分権制は税率の設定にも及んでおり、所得税・法人税では州の間の税率格差が大きい。したがって州の間でタックス・ヘブン現象が発生しえ、法人税・間接税をはじめとして、総じて税率は低い。独特の税である証券取引税（印紙税）が目立つものの、株譲渡益課税・連邦相続税が存在せず、富裕層や個人投資家に有利な税制である。端的にいえば、私的資本の利益や個人財産権の保護を重視した税体系であり、国家財政を介した所得再分配機能は弱い。

団体自治と社会的規制、カルテル体質

スイスの自由主義は、個人主義的自由主義というよりは、団体自治主義的な特質を持つ。多くの社会集団はコンセンサスと永続性・安定性を重視する人間関係で組織されている。その経済的表現は、多くの業界に存在するカルテルや自主規制である。これらは通常の契約関係と解され、その制限は取引の自由の侵害であるとみなされてきた。また経済規制とは対照的に、環境や景観といった分野では強い公的規制が存在するが、これもまた、団体自治原理に基づく地域社会内の相互規制の表現であろう。市場原理の強さが目立つスイス経済の中で、極端な例外となっている農業保護主義も、その背景は、食料安全保障への執着と自治主義と関連する環境への配慮であり、これもスイス・モデルの1つの表現である。

欧州統合への独自姿勢

スイス・モデルを構成する連邦制、直接民主政、永世中立のいずれも、EU加盟の重大な障

害となる。スイスの経済政策は、EU 加盟の早期実現が政治的に困難であることを前提として展開されている。とはいえ冷戦構造の崩壊後、まず中立主義が動揺を来した。さらに 1990 年代の経済危機と、92 年のヨーロッパ経済領域（EEA）加盟条約の国民投票での否決を契機に、連邦主義や直接民主政への批判も生まれた。スイスの国民意識の柱であった「スイス・モデル」への信頼が動揺する中で、後述の経済構造改革論が生まれてくる。

（3）欧州の中央に位置する、成熟した開放的小国経済の産業構造

「スイス・モデル」の各要素と並び、スイスの地理的条件もまた、スイス経済の特質を大幅に規定している。欧州大陸の中央に位置し、独仏伊の 3 言語と、英語においてサービスの提供が可能であること、インフラストラクチャーが充実していることなどから、突出した高物価にもかかわらず、企業の立地拠点としての魅力が維持されてきている。さらにアルプスの山岳美は、治安のよさや有利な税制と相俟って、欧州各地の富裕層のスイスへの移住を促し、さらに商工業の発展から取り残された南部の山岳地域に観光業による所得と雇用をもたらした。

同時に今日のスイス経済は、先進性の目立つ成熟国であり、かつ高賃金・高物価社会であること、開放的な小国経済であることにも規定されている。

図表 6-1 スイスの経常収支構成（1997 年）

項目	黒字額 (億フラン)	対 GDP 比 (%)
貿易・サービス収支	193	5.0
(内訳)		
貿易収支	- 5	- 0.1
サービス収支	198	5.1
所得収支	319	8.2
(内訳)		
労働所得収支	- 65	- 1.7
投資収益収支	384	9.9
経常移転収支	- 62	- 1.6
経常収支	450	11.6

OECD *Economic Surveys. Switzerland*. December 2000. p.35 より作成。

スイス経済の「成熟」は、図表 6-1 から窺える。サービス経済化の進展と国外への生産移転の進展の結果、財の貿易での収支はほぼ均衡した状態にあり、対照的に、サービス貿易では著しい出超となっている。とりわけ目立つのは、対外投資収益の巨大さによる投資収益収支の巨額の黒字である。この 2 つの黒字が生み出す経常収支の黒字は、対 GDP 比で 11.5% と、日本に倍する水準である。

このスイス経済は、2つの点で「二重構造」を持つ。まず第1に、競争力のある輸出部門・多国籍企業部門（金融・製造業）と、競争力の劣る国内産業部門（農業・建設・国内流通・小営業部門）の間の格差が大きい。第2に、製造業、サービス業のいずれにおいても、世界市場で有数の占有率を持つ巨大企業がスイスに拠点を置く一方で、国内雇用の柱は、多数の中小企業である。

国内製造業の柱は、機械、化学・医薬品、精密機器、金属加工品、時計の各部門である。労働力の資本装備率と教育水準の高さ、またこれにより技術水準が高いことによって、高賃金・高物価にもかかわらず、これらの分野では高い国際競争力が維持されている。また現在のところ、ハイテク部門でのスイス企業の国際競争力は、生命科学技術、環境、精密機器の各部門で強く、電子、情報技術が相対的に弱いといわれる。

市場の面でも、成熟経済に相応しい特質がみられる。例えば最大の製造業部門である機械工業では、高精度の工作機械、精密計測機器など、付加価値の高い生産財や、カスタマイズ化の進んだ特殊製品が主力である。こうした市場の選択は、一般化学製品から、医薬品などのファインケミカル製品へと重点を移したバーゼルの化学産業や、一時の衰退の後に復興を遂げた時計産業にも共通する傾向である。

収益性の高いニッチ市場の重視は、製造業部門に限られない。スイスの大銀行の収益の柱は、富裕層の個人資産運用を行うプライベート・バンキング業務であり、スイスの銀行は世界のオフショア市場資金の3分の1を握るといわれる²。高収益のニッチ市場向けに、良質な労働力を武器に、カスタマイズ化した高付加価値のサービスを提供するという点では、製造業での製品特質と同様の性格を持つ。これは再保険業務で強みを持つ保険業も同様である。

上に挙げた各部門とは対照的に、製造業一般、建設業、小売業など、その他の部門の国際競争力は弱い。フルセット型の産業構造が存在しないため、投資財を含め、国内で消費される財の多くは輸入品である。またとりわけ農業部門の競争力の脆弱さが目立つ。

スイス経済のもう1つの二重構造、つまり少数の巨大多国籍企業と多数の中小企業の併存もまた、スイス経済の成熟と、世界市場との高い統合度の帰結である。スイスは、その経済規模に比して突出した数の巨大多国籍企業を生み出している。サービス業では、欧州5大銀行に入る2行（UBS、CS）、チューリヒ保険、スイス再保険が、また製造業では、製薬・化学のノバルティス、ロシュ、食品のネスレ、エンジニアリングのABB（スウェーデンのアセア社とスイスのBBC社の合併企業）といった企業が際だっている。例を挙げるならば、

2000年2月に米S&P社が開発した世界株式指数では、100社の採用銘柄の中に、スイスの5社が含まれていた。これは、欧州では英(11社)、独(8社)、仏(7社)に次ぐ数であり、人口・経済規模を考慮すると突出した存在感といえよう³。そしてこれらの多国籍企業は、もともとスイスに起源を持つ企業である。生産や販売、あるいは人材面での多国籍化傾向が著しく、英語を社内公用語とする例も珍しくないが、経営陣の構成をみるとスイス人がなお多数派を構成しており、「スイス国籍」は依然として失われてはいない。

これらの多国籍企業の管理部門が国内に置かれ、資金調達がスイス市場でなされていることは、スイスの高賃金と高い労働生産性の要因として重要である。しかし国内雇用の面ではこれら多国籍企業の重要性は限定的である。スイスの15大製造業企業の平均では、国内就業者が全就業者に占める比率はわずかに13%、製造業全社平均でも54%に過ぎない⁴。国内雇用の主たる担い手は多数の中小零細企業である。製造業部門では、技術力を背景に、高い世界市場占有率を持つ企業が多数存在する。また就業者十数名の零細な規模であっても、生産拠点を南欧や東欧に持つなど、それ自体が多国籍化している企業も珍しくない。

2. 経済危機と経済再生への取組み

(1) 「バブル」の破裂と1990年代の経済危機

冷戦の終結が明白になった1990年を境に、それまで経済優等生ぶりを発揮してきたスイス経済は変調を来した。スイスは他の欧州諸国に先駆けて景気後退局面に入ったが、その後は容易に回復局面に復せず、経済成長率は80年代の2%台からゼロ成長水準へと落ち込んだ。90年に景気が腰折れした後も、93年秋までインフレーションが続いた。94年以降、景気は回復に向かうかに見えたが、成長率1%以下の「二番底」に落ち込み、高失業も続いた。戦後一貫して完全雇用状態を維持し、失業率の極端な低さから、率ではなく失業者の絶対数で雇用情勢を測ってきたスイスで、91年から93年のわずか2年間の間に、失業率が1.1%から4.5%へと急騰し、しかも97年まで高止まりを続けたのである。こうした危機的状況は、財政の悪化を伴っていた。税収の低迷と失業給付金などの支出増大で、政府赤字、とりわけ連邦政府の赤字幅が急速に拡大し、1992年には政府財政赤字の対GDP比が、マーストリヒト条約の収斂基準である3%を超えた。公的債務残高の対GDP比も、80年代までは30%台と健全であったのが、93年には40%の大台に乗り、97年には50%を超えたのである。

図表 6-2 1980 年代後半以降のスイスの経済指標

	87	-88	-89	-90	-91	-92	-93	-94	-95	-96	-97	-98	-99	00
GDP 成長率	1.6	3.0	4.4	3.4	-0.8	-0.3	-0.8	1.2	0.5	0.3	1.7	2.1	1.7	3.5
消費者物価上昇率	1.4	1.9	3.2	5.4	5.9	4.0	3.3	0.9	1.8	0.8	0.5	0.0	0.8	1.6
失業率	0.7	0.6	0.5	0.5	1.1	2.4	4.5	4.7	4.2	4.7	5.2	3.9	2.7	1.9
名目賃金指数	1403	1452	1507	1596	1706	1788	1836	1862	1887	1910	1919	1932	1938	-
実質賃金指数	268	273	274	272	277	280	278	280	279	280	280	281	280	-
公的債務対 GDP 比	31	29	27	31	32-	33	43	46	47	48	52	54	52	-
経常黒字対 GDP 比	-	-	-	-	-	6.3	8.4	6.9	6.9	7.4	9.9	9.8	11.4	-
対外通貨価値 1977 年=100	111	109	102	108	108	107	110	116	123	119	111	111	109	-

典拠:SNB: Geschäftsbericht 1999、http://www.snb.ch/d/publikationen/publi.html?file=bericht/text_bericht.html. Bundesamt für Statistik/ Office fédéral de la Statistique、*Statistische Jahrbuch der Schweiz 2001/ Annuaire statistique de la Suisse 2001*、Zürich、2001 予測値は Business Economists' Consensus (BEC)、Tages Anzeiger、2000.12.30 による。また対外通過価値は主要 15 貿易相手国通貨をウェイト付けして計算した実効為替レートベース

日本の場合と同様スイスでも、90 年代の経済停滞の要因を、80 年代末の過剰流動性の発生とその後遺症に求める必要がある。87 年 10 月の「ブラックマンデー」への対応として 88 年までなされた金融緩和政策は、スイスフラン下落による輸入物価の高騰と相俟って、インフレ現象、とりわけ土地・不動産価格の高騰をもたらした。中央銀行はその後引締めにしたが、スイスでは賃貸住宅家賃が銀行利子率に連動するために、政策金利の引き上げは一時的には不動産賃貸料を高騰させ、これがさらに不動産投機を煽る結果となって、97 年頃まで消化しえないほどの住宅・オフィスの過剰供給を残した。80 年代から 90 年代にかけての不動産価格の推移は、同時期の日本の状況と酷似している。チューリヒの地価水準は、87 年頃から急激に上昇し、ピーク時の 90 年には上昇局面以前の 3 倍近い水準に達した。その後不動産価格は下落に転じ、97 年にはバブル発生以前の水準をも割り込んで、2000 年にはほぼ、20 年前と 30 年前につけた水準に戻っている。

80 年代末の日本のバブル現象と、時期、規模、形態のいずれの点でもよく似た点を持つこの現象の要因については、現在のところ確定的な結論はみあたらない。しかしいずれにせよ、バブルの破裂の影響もまた、日本の経験と非常に似通っていた。スイスの場合にも、地価の下落は信用創造メカニズムの逆回転を通じて経済にデフレ圧力を与えた。不動産業・建設業では倒産が続発し、一般にもバランスシート不況の中で、銀行不良債権が拡大した。スイスの場合、個人消費の低迷は、資産デフレ効果というよりもむしろ家賃負担の増大とこれに対応しての消費の切り詰め、雇用への不安を主たる要因としていた。90 年代前半期を通じて、消費者心理は冷却したままであった。

日本と決定的に異なっていたのは、スイスの場合、バブル破裂の国内金融業への影響が相対的には小さかったことである。その要因は、スイス銀行業の業務構造にある。スイスの銀

行業は、3行(のち2行)に寡占化された国際的な民間大銀行と、国家銀行である州立銀行、それに、地方銀行や外銀を含むその他の銀行からなり、これらが、資金量でおよそ3分の1ずつの占有率を持つ。スイスの場合、民間大銀行の主たる収益部門は、プライベートバンキング業務と証券業務である。国内での不動産抵当貸付けは、相対的には重要性が低い。したがって、不動産価格下落による不良債権処理に伴って一時的には赤字決算を余儀なくされたものの、財務体質への打撃は相対的には軽微であった。

これとは対照的に、不動産抵当貸付けを業務の柱としていた州立銀行や、零細な地方銀行の多くは多額の不良債権を抱えて経営危機に陥った。しかし、もともと州政府の出資によって設立され、国家保証を後ろ盾とする州立銀行の場合には、債務超過が疑われる状況にあっても、金融システム不安の発火点とはなりにくかった。またこれらの州立銀行は、通常は利益の一部を国庫に配当金として払い込む制度を有したから、政治的には批判にさらされたとはいえ、国庫からの補填が比較的容易に行い得る状況にあった。事実、2つの州立銀行が破綻し、税金による超過債務の穴埋めがなされた。具体例を挙げると、ゾロトゥルン州立銀行の場合には、人口23万人に過ぎない州の財政から、10億フラン(約700億円)規模の公的資金が破綻処理に投じられた⁵。

破綻した零細地方銀行の場合には、国内リテール部門の強化を狙う大銀行が営業譲渡の形で業務を引き継ぐなどして吸収した。不動産バブルの破裂は州立銀行の信頼失墜と国内リテール業務の寡占化をもたらしたものの、金融システム自体は日本に比して遙かに健全な状態で維持されたのである。

90年代前半の国内景気低迷のもう1つの要因は、92年から96年の間、スイスフランの実効相場をおよそ10ポイント押し上げる水準で持続した通貨高である。たしかに通貨高を克服する形で製品輸出が伸び、この点ではスイスの製造業の非価格競争力が証明されたが、通貨高が輸出企業の収益を圧迫したことは否定しがたく、国内市場でも輸入圧力が強まった。生産と販売の大半を国外で行うスイスの多国籍企業の場合にも、通貨高はフラン建収益の圧迫要因となった。何よりも、労働集約的であるために多数の雇用を生み、経済的に弱体な山岳地域の主要産業として重要性を持つ観光業では、通貨高による打撃は深刻であった。さらに、通貨高に直面して進められた生産拠点や企業活動の国外流出は、スイスの立地競争力への不安を惹起し、消費心理を冷やすことになった。

(2) 危機と高失業の実態

戦後一貫して「経済優等生」を自認してきたスイス国民にとっては、以上述べたような事態は、まさに未曾有の危機として認識された。しかし第三者的にこの時期のスイス経済を観察すると、「危機」が相対的なものであることにも気づかざるを得ない。

スイスでは、90年代前半に雇用が減少した部門は、建設業、小売業、機械工業であり、多数の失業者を生んだ部門は、建設業、飲食・宿泊業（観光業）であった。建設業での雇用の危機は不動産バブル破裂の、また観光業での失業は通貨高の帰結であり、機械工業での雇用減は産業の空洞化を示すものである。この最後の点は、構造改革の必要性を示すものであって、その限りで危険な兆候であるが、ここで注目したいのは失業の性格である。

90年代に急増した失業者の半ばは外国人労働者であった。スイス国籍を持つ労働力の失業率は、最悪期でも3%程度に過ぎない。失業下にある外国人の大半は、不熟練・未熟練労働者であり、これらの人々の多くは、建設業と観光業という、2大労働集約産業で就業していた。そもそも70年代まで、これらの外国人労働者は、季節労働ビザあるいは単年度労働ビザを取得して就業してきた。就業人口に占める外国人労働者の比率が2割を超えるスイスの場合、短期の滞在許可を前提とする限り、厳格な入国管理政策によって不況期においても失業率を人為的に低い水準に保つことが可能であった。

その後、外国人労働者への依存の長期化と、人道的配慮の必要性から、滞在期間が36ヶ月を超えた場合に永住資格を与えるよう法改正が行われた。労働力源を継続的に国外に求める上ではこれは不可欠の政策であったが、しかしこれによって外国人労働者は雇用調整弁としての機能を次第に喪失したのである。これが初めて顕在化したのが、90年代前半の不況局面であった。むろん、これらの外国人が永住を希望し、またスイス社会の側でも外国人労働者の社会的統合を目指している以上、その失業は放置しうる問題ではない。また国籍にかかわらず、失業者の増加は失業保険財政を圧迫し、また社会不安を増幅する。統計上スイスの外国人労働者比率が高いのは、スイスの国籍付与条件が厳し過ぎるからに過ぎないともしられる。

しかしいずれにせよ、失業現象が主として単純労働に限定され、若年者やホワイトカラー層の失業が僅かであるという状況は⁶、10%近い構造的失業と多数の若年失業者を抱える欧州一般の状況と比較するならば、むしろ良好といえる。低失業が、単に外国人労働力に対する利己的な入管政策に依拠するのではなく、この地域の雇用創出力にも立脚していることは、周辺国のスイス隣接地域が、欧州で最も失業率の低い地域であることから推定できる

7。

企業業績もまた、90年代前半のスイス経済が悲観色一色ではなかったことを示している。上場企業全体の営業利益総額は、90年こそ145億フランと前年比で22%の減少となったが、その後は前年割れすることなく順調に成長を遂げた。これを支えたのが、93年を底に回復に向かった国内設備投資と、通貨高にもかかわらず91年以降順調な伸びをみせた輸出であった。実質賃金と、国内需要の最大の項目である国内消費が低迷する中で、対外依存度の高い企業収益が景気の回復を先取りし、株式市場は活況を呈した。預金金利の低下と地価の下落という状況下で、国内の余剰資金が高収益を求めて証券投資に向かったことも、株高要因となった。

(3) EC/EU/EEA 加盟問題

1990年代は、経済外交の点でもスイスにとっての試練であった。ヨーロッパ統合への対応は、国内市場の改革や、構造改革全般とも関連する重要な問題であった。上述のようにスイスの場合には、EU加盟の最大の障害は、スイス・モデルを構成する3つの基本要素であり、その限りでは政治的要因である。しかし経済政策の点でも、以下の重大な阻害要因を抱えている。

農業政策。スイスの農産物価格は総じてEU市場の2倍の水準にある。EUに加盟した場合、農家の廃業の速度はEU非加盟の場合の2倍となるとの予測がある。

労働市場。EUへの加盟が、EUの低い賃金水準と高失業率へのスイス労働市場の収斂をもたらすことが危惧されている。

税制。EUに加盟した場合、付加価値税の大幅引上げは不可避である。これは欧州では例外的なスイスの直間比率や、連邦政府と州、自治体の課税権限の均衡にも影響を及ぼす。またEUでの租税調和政策が、スイスの金融市場の競争力を損うことも懸念されている。

通貨問題。EU加盟とユーロの採用は一応別個の問題であるが、両者が密接な関係にあることは否定しがたい。ユーロ圏に参加した場合、スイスフランによって実現している低金利と低インフレが喪われる。またスイスの金融市場は、スイスフランの存在で実現してきたリスクヘッジ目的のフラン建て取引を喪失することになる。

EU内所得移転。1人あたり名目所得額が高いスイスの場合、1人あたりEU財政負担の持出し額はEU各国中最高の水準になると予想される。

スイスの場合にも、経済界には市場統合による利益を重視する見方があり、左派勢力のヨーロッパ主義とともに、連邦政府の EU 加盟積極姿勢の支柱となってきた。しかし今日、スイスの経済界では、上に列挙したような悪影響を危惧する見方も強く、またスイスの EU 非加盟を前提にした市場戦略が進められてきたことから、EU 加盟問題では意見集約が不可能な状況にある。

こうした状況においては、EU への加盟は 90 年代を通じて現実的課題とはなりえず、スイス政府は経済関係の漸次的な強化をめざした。その第一歩が、1992 年末に国民投票にかけられたヨーロッパ経済領域 (EEA) への加盟であった。しかしこの条約案は、EU 加盟問題との切離しに政府が失敗したこともあって僅差で否決され、連邦政府、それに EU 市場からの締め出しを危惧する経済界に衝撃を与えた。またこの誤算はスイス政府の統治能力への懐疑を呼び起こし、スイス経済の将来についての信任を著しく毀損した。

日本と同様スイスも、「経済一流」であることを自認し、自国の経済社会システムを独特なものとして位置づけてきた。国際政治環境の変化に規定された政治の迷走が、バブルの破裂による経済の低迷や、これによる戦後経済体制の動揺に重なったのは、端的にいえば歴史的偶然であった。しかしこの偶然によって、経済問題への政治的対応は遅れた。経済危機への処方箋として打ち出された経済構造改革論自体が、政治の機能不全の中では社会不安の増大要因とならざるをえず、経済政策への信頼喪失、国民的な自信喪失とそれによる経済低迷の持続という悪循環をもたらしたのである。

3 . 経済改革の成果とその評価

(1) スイス経済の「再生」と構造改革論

1998 年、スイスの経済成長率は 8 年ぶりに 2% 台を回復した。また 93 年以来 4% を超え、前年の 97 年には 20 世紀最悪の数字となる 5.2% を記録していた失業率も、この年 3.9% に下落した。雇用と経済成長を置き去りにしていた回復過程が、ようやく全面的なものに幅を広げたのである。国内景気はその後も好調で、2000 年には 3.5% とスイスの潜在成長率を上回る水準に達し、失業率も 1.9% とほぼ完全雇用を回復した。政府財政収支も急速に好転した。7 年間の長い停滞と閉塞感を抜け出して、スイス経済は復調を遂げたのである。ここでは、この回復過程の背景を探るため、90 年代に進められた構造改革について整理し、その評価を試みたい。

経済の低迷の中にあつて、経済危機克服の処方箋として、基本的には市場原理の強化を柱とするさまざまな改革が提起された点では、スイスの状況は90年代の日本に似ていた。相違があるとすれば、スイスの場合、こうした改革論の論者たちが、ひとつの集団として共同歩調をとり、非常に明確な形で政策提言を行ったこと、この政策提言を叩き台として、多様な政治的立場から、忍耐強い議論が行われたことである。1991年に、17人のエコノミスト、経済学者、財界人などによって出版された改革提言がそれである⁸。95年には、この提言の事後点検を兼ねる形で『出発への勇気 スイスのための経済政策的課題』と題した小冊子が発行され、これもまた改革論争の中心的な存在となった⁹。

スイスの場合も、この構造改革論は、政府が管掌してきた公共部門の民営化と競争原理の導入、政府による規制の緩和と撤廃、労働市場の柔軟化、競争政策の強化、財政健全化、金融市場における競争促進とルールの公正化、産学協同や研究開発の推進などを内容とし、企業立地拠点、雇用の場としてのスイスの競争力向上をめざしたものであった。このような市場主義的な構造改革論に対しては、左派勢力から激しい反発があったばかりでなく、中道勢力から保守派まで、広範な社会層の反発と不安をひきおこした。しかし有効な対案が見あたらない中で、この構造改革提案は事実上の政府路線となる。

この構造改革論は、欧州の統合とも密接に関連していた。EEA加盟条約が国民投票で否決された後、スイスの孤立が同国経済の国際競争力の低下を招くことを危惧した連邦政府は、EC諸国の経済体制への収斂を意識し、また92年の提言にもおよそ沿う形で、1993年に「再活性化」計画といわれる包括的な経済構造改革案を策定し、その後順次、これを立法化してきた¹⁰。以下ではこの政府の改革の内容を整理し、その成果について検討を加える。

(2) 財政構造改革と金融市場

スイスの場合、財政構造改革は、税制のEUへの調和と、短期に悪化した収支の改善が主たる課題であった。前者については、1995年実施の税制改革によって、従来の上乗税をEU方式に準拠した付加価値税に転換(6.5%)することで、一応の目処をつけた¹¹。長期的には、複雑かつ多岐にわたり、透明性と中立性に欠ける法人税制、および税制一般を抜本的に改革することが必要であるが、これは2006年に連邦の直接税徴税権が失効するまでの長期的課題と位置づけられ、現在その準備が進められている¹²。その他、スイス独自の税制である「印紙税」(有価証券売買税)の撤廃問題や、キャピタルゲイン課税の導入などが論争点

となってきたが、このうち印紙税については、スイス証券市場のロンドン市場との統合を控えた2000年の末に、国外へ活動拠点を移転する恐れのある機関投資家に対してはこれを免除することが決定された。

より重大な課題である財政収支の健全化については、スイスの場合、92年と93年の2年間の間、単年度赤字の対GDP比がマーストリヒト条約の定めた財政基準を満たさなかったに過ぎず、OECD各国との比較では、特段に悪い状況ではなかった。しかしそれでも88年以降、構造的な赤字が発生していること、政府部門の拡大に対して伝統的に厳しい世論があること、今後も人口構成の高齢化が予想されることから、財政再建は合意の得やすい政治課題であった。またスイスでは、財政支出のほとんどの項目が法律により事前に決められており、裁量的に支出規模を変更することは、技術的にも容易でなく、ケインズ主義的総需要管理政策はおこなわれてこなかった¹³。社会福祉水準の維持を最優先課題とする左派政党も、その主張は、歳出削減よりも増税(とりわけ投資収益課税の強化)による歳入増によって財政均衡を図るべきというものであり、大幅な赤字財政を是認する立場ではなかった。こうした中で、連邦政府は、まだはっきりとした景気後退局面にあった1992年に最初の包括的な財政安定化計画を定め、景気循環要因に規定されない、いわゆる構造的な赤字要因に対して切り込みを行い、これらの項目で100億フラン以上の支出を削減した。その後、95年と96年に一時的に足踏みしたものの、財政支出削減の方針は堅持された。90年代の政府財政赤字のうちおよそ3分の2は、専ら失業保険財政の悪化と歳入の落ち込みに起因する、景気変動要因に規定されたものであった。

このようにスイスの財政運営は一貫して抑制基調の慎重なものであったが、とりわけ注目されるのは、景気低迷の長期化が明確になった95年以降の動きである。この年、連邦政府は失業保険給付金の減額をも内容とする小規模な財政再建策を定めた。しかし失業率の高騰時に安全網を縮小する政策に対しては抵抗感が強く、この法案は97年の国民投票で予想に反して否決されてしまった。歳出削減策が手詰まりとなる中で、連邦政府は「財政目標2001」を策定した。これは、財政赤字が規定額を超過した場合に超過支出額分を強制的に削減するという条項を、連邦憲法の条項として盛り込むというものであった。福祉削減を憂慮する左派勢力はこれに反対したが、98年6月の国民投票では、予想外に多くの国民が、財政再建路線を支持していることが明らかとなった。

これと並行して、連邦政府は、主要政党と労使の代表を招き、憲法の規定によらない協議機関である円卓会議を設け、強制的な支出削減を回避するための歳出削減案について協議

した。その結果、19 億フラン（対前年財政支出比で 4%）の支出削減案がまとめられた。削減内容は、国防費 5.6 億フラン、州に対する補助金 5 億フラン、年金繰入金 3 億フラン、連邦鉄道予算 2 億フランというものであった。

この財政再建条項の適用は 1999 年からであり、98 年には歳出はなお増加したが、すでに景気が回復過程に入っており、予想を大幅に超える税収の伸びによって財政はほぼ均衡した。翌 99 年には、歳入減の状況下で、上記の財政削減合意に基づく緊縮予算で歳出は前年度微増にとどまり、強制削減条項は結局、発動されることなく終わった。こうして、財政再建は目標を大幅に前倒しする形で実現することになったのである。

この財政再建計画は、手法や時期、経済環境のいずれの点でも、橋本政権が進めた財政構造改革の試みとの共通点を持つ。両者の成否を分けたのは、以下の要因と推定される。日本と異なりスイスでは、96 年頃に不良債権問題に終止符を打っていた。同様にスイスでは、間接金融から直接金融への転換が順調で、株式市況の活況下で、これから利益を得た多数の個人株主による消費心理の改善がみられた。対外依存度が高いスイス経済では、貿易相手国の好況が国内景気の下支え要因となった。財政状況の絶対的な深刻度が、日本に比して軽微であった。財政黒字の使途が争点となっている現在のスイスでは、連邦政府は、成長率と税収の中期的な予測を基礎に、1 つの景気循環ごとに財政収支を均衡させるという財政規律構造化策を計画しており、これを憲法条項に盛り込むべく準備を進めている。

なおここで補足しておく、公的年金（AHV、老齢遺族年金）という福祉国家のもっとも基礎的な制度については、市場主義的改革にかかわらず、これを将来も堅持してゆくことが明確にされている。年金財源をどこに求めるかについて政治的対立はあるものの、制度自体への異論は、市場主義を旗印とする新興の保守派勢力も含めて僅かである。もともと市場原理が強いスイスの場合でも、公的年金制度という福祉国家の最小限の基礎に関しては、これを維持してゆくという全社会的な合意があるのである。

金融市場についても改革の必要性が指摘されていたが、初発からユニバーサルバンク体制のために業際規制に欠け、その他の規制も僅かであったこと、また欧州市場との統合度が高く、国内での外銀の活動も活発であったことなどから、政府の裁量の範囲では、改革の余地は僅かであった。最大の問題は、競争制限の要因となっていたシンジケートなどの民間の自主規制であるが、これも、競争委員会による排除勧告を受けて、1990 年にはほとんどが撤廃された。したがって金融市場については、印紙税の問題を除き、比較的早期に改革の課題を達成していたといえよう¹⁴。なお狭義の通貨政策では、最近になってマネタリー・ベース

を基準とする従来の政策手法が改められ、予測インフレ率を指標とする政策手法が採用されて、中期的な通貨価値の安定が目指されている。

90年代後半の株高の中で、年金財団などリスク運用に消極的であった機関投資家までが株式の組入れ比率を拡大し、また投資信託がブームとなって、個人投資家も大幅に裾野を広げた。株所有者の対人口比率は欧州有数の水準に上昇している。構造改革論の成果を歴史的に確認するためには、今後想定される株の下落局面において、証券化したスイスの経済がどれだけの耐性を示すかを確認する必要があるが、ともかくも、直接金融を軸にした成長循環への転換に成功したことは否定しがたいだろう。

(3) 政府部門・公的部門の改革

次に、公的部門の改革を概観しよう。まず一般行政部門では、公務員制度の改革が日本に比して進展していることが目立つ。連邦レベルでは、すでに以前から公務員の終身雇用的な身分保障が撤廃され、4年単位の雇用保障へと切り替えられていたが、2001年からは自由契約制となり、能力給の全面的な採用がなされた。

スイスでは、公的支出の対GDP比の低さにもかかわらず、インフラストラクチャー部門での政府関与の割合が高い¹⁵。そのためこれらの公営部門の見直しが1つの焦点となった。その中で、経済基盤の柱であり、かつ公務員制度改革の直接の対象となったのが、連邦鉄道である。連邦鉄道は、旅客のみならず貨物輸送でも国内交通の柱であり、鉄道交通の公共性と環境問題に対する政策的配慮から、政府財政による補填を受けている。この連邦鉄道については、軌道の敷設管理業務と列車運行業務の分離、運行業務への第三者の参入促進の方針が固まっているが、民営化は予定されていない。むしろ環境への配慮と交通基盤改善の視点から、「鉄道2000」「アルプス縦貫鉄道」という2つの路線拡充計画が、税金投入を前提に進められている。日本の整備新幹線予算（3線5区間）に匹敵する300億フラン規模の投資が予定され、その財源には石油税、自動車税からの収益と一般財源を充てることが国民投票で承認されている。もう一つの重要な交通基盤である空港の建設と運営は、基本的には州の管轄であるが、これについては民営化が進められている。ただしこれも、建設投資資金までも含めた独立採算をめざしたものではない。

郵便・通信分野では、98年に、従来の連邦管轄下の郵便・通信事業者が通信のスイスコム Swisscom と郵便・銀行・旅客輸送部門のポスト Post とに分割された。このうちスイス

コムについては、株式会社に改組した上での漸次的民営化が予定されている。1998年のうちに第1次の株売却がなされたが、依然として連邦政府が株の過半数を所有している。スイスコムの事業のうち、電話に関しては独占規定が廃止され、日本と同様、電力・鉄道・外資系が参入して料金が急速に低下した。しかし、スイスの場合にも、各電話局と一般小口顧客を結ぶ加入者線は最大手のスイスコムの所有化に置かれており、第三者に対する接続料が合理的な算定根拠に基づいていないなど、いわゆる「最後の1マイル」の問題が残っている。またブロードバンド（広帯域）通信に関しても、スイスコムはケーブルテレビ最大手のケーブルコム社の主要株主となっており、代替的な通信手段との競争も不十分であると指摘されている。

ポストは、2001年に不採算郵便局の大幅な統廃合を発表し、また現行の送金・預金業務・クレジットカード事業に加え、貸付業務にも参入する「ポストバンク」構想を発表するなど、積極的な市場開拓を進めているが、こうした動きに対しては民業を圧迫するとの批判がある。なおスイスの場合、農村部の郵便局間の郵便物集配業務は、旅客輸送も行う「ポストバス」によって行われており、この旅客業務は国内道路旅客輸送シェアの50%を占めている。

電力の分野では、スイスの場合、州政府や自治体が発電所を建設、所有、運営し、しばしば送電事業も手がけてきた。配電事業はとりわけ地域ごとに細分化されており、配電事業主体数は1000、比較的大きな企業をも含む送電や発電の事業者を加えると、スイスの電力市場には1200もの事業者が地域独占を維持してきた。しかしここでも、EUでの法改正に合わせて、発・送電主体の分離、第三者による売買電の権利確保を盛り込んだ法改正が2000年末に実現した。国境を越えて競争が激化する欧州の電力市場を意識し、発電事業の統廃合が進められつつある。

スイス独自の公企業体としては、前節で触れた州立銀行が目をつく。これについても民営化論が活発で、96年には先頭をきってゾロトゥルン州の州立銀行が民営化された。しかし寡占化が著しく、大銀行による国内リテール業務軽視の姿勢も露骨であるため、州立銀行の意義を積極的に評価する声も根強く、全面的に民営化が進む状況ではない。また7つの州を除いて州政府が独占的に運営し、不動産所有者に加入義務を課している火災保険でも、州立保険の方が民間の保険よりも掛け金が低額であることから、民営化による利益は疑わしいと考えられている。

以上概観したように、政府部門の改革は、国際比較でみて決して進んでいるとはいえない。したがってこうした改革自体は、日本での停滞状況との相違を生みだした背景とは言い難

いだろう。

(4) 競争政策、EU との市場統合、労働市場と科学技術政策

次に、政府の直接の支配下にはないが、政策変更が改革の最も有効な手段となる分野について一瞥しておく。2つの構造改革提案と「再活性化計画」が重要な課題としたのが、カルテル体質を濃厚にもつ国内市場の改革であった。この点で中心的な役割を期待されたのが、95年に改正され、98年より全面的に施行された連邦競争法である。この改正によって、それまでカルテルをも合法的な契約関係とみなし、公益に重大な損害を与えた場合のみを規制していた法令は、3つの主要なカルテル類型を明示的に禁止する競争法に置き換えられ、さらに合併をも監視対象に加えた。しかしこの法は、違反企業に対する直接的な懲罰権を独禁政策当局に与えていないなど、なお不徹底な面があり、現在、「売上高の10%の罰金」を含む法改正が提起されて審議中であるが、改正には時期尚早との反対論が根強い。

競争政策に関連して、94年から翌年にかけて、政府部門の調達・建設発注など、および職業資格・技術規格などについて、国内での相互承認や、内外無差別原則の徹底を内容とする複数の法改正が行われ、98年までに順次施行された。しかしスイスでも、建設業界には談合の慣行がなお根強く残っている。また合併や不採算企業の退出などを通じた収益基盤の強化と市況の正常化は、やはり遅々として進んでいない。

前述のようにスイスの場合、国内市場の構造改革はEUとの市場関係の強化と密接な関連を持つ。こうした点では、92年のEEA加盟条約否決ショックの克服が最大の課題であったが、7条約からなるEUとの包括合意が2000年5月の国民投票で予想外の大差で承認され、大きな前進をみた。このEUとスイスの二者間条約は、以下の各項目を内容とする。

2012年までに労働力移動を段階的に自由化し、最終的には完全な自由往来を実現すること、資格・学位などの相互承認、2005年までにスイス国内のトラック重量制限をEU標準の40トンに引き上げる。環境への負荷を最小限とするため、スイス領内は鉄道でのピギーバック輸送とし、必要なトンネル掘削工事の経費を賄うために通行料を徴収する。航空・公共調達分野での相互の市場開放、規格の相互認証、共同科学研究促進、チーズなどの特定農産物で障壁を引下げ、相互の市場参入を促進する。

このようにスイスの場合には、その周辺を取り囲むEUの場で市場の自由化がすすめられており、これへの加盟の有無に関わらず、長期的には経済体制をこれに収斂させるよう努

めざるを得ない。いわばスイスの場合には、EU との関係によって、経済改革の長期的な方向性が構造的な形で与えられているのである。これは、アメリカ合衆国との外交関係が時に類似の機能を持つことはあっても、案件ごとの整合性や長期の計画性、有権者の支持などの条件を欠く日本の状況と異なる点である。

構造改革の柱であり、激しい争点ともなったのが労働市場の問題である。改革の提言は、商店の営業時間規制の撤廃とともに、女性の深夜労働禁止規定や 2 交代勤務について許可制を撤廃することなど、労働市場の柔軟化を求めた。しかし女性の深夜労働解禁と営業時間規制の撤廃は、96 年の国民投票で否決されて実現していない。

しかしそれにもかかわらず、スイスの労働市場を硬直的とみなすことはできない。スイスの場合、団体労働協約締結率が高く、労働市場は一見硬直的であるが、これらの協約は労働条件の大まかな枠組みと、最低賃金を定めるに過ぎない。そしてほとんどの場合、労働者個人と雇用の個別交渉で、最低賃金にかなりの上積みがなされる。また法定の最低賃金も存在しない。入国管理政策が労働力需給に大きな影響力を持つことを除外すれば、賃金水準は市場の需給関係を忠実に反映するのである。

スイスの場合むしろ焦点となったのは、完全雇用と長期雇用を前提とした既存の労働慣行が、失業率の増加と企業倒産、大企業による人員整理の影響で動揺したことである。レイオフに慣れたアメリカ合衆国の労働者の場合と異なり、平均勤続年数が日本に次いで長いスイスの場合には、解雇への抵抗感は極めて強い。合併によって誕生したノバルティスや USB、それにスイス航空などは、90 年代半ばに次々と大規模な人員整理を発表し、スイス社会に衝撃を与えた。

とはいえ、これらの人員削減では、通常は早期退職者の募集、営業譲渡先での継続雇用などが最大限試みられ、純然たる解雇は比較的少数の事例にとどまった。前述のように、スイスの場合、ホワイトカラーの雇用過剰感が比較的希薄であったことも、雇用調整の衝撃を和らげた。労働市場の再編に際しては、雇用情勢と景気の悪化の悪循環に加えて、雇用情勢の悪化による改革批判とそれによる改革の遅れという悪循環が想定されるが、スイスの場合、この後者の悪循環が相対的には弱く、むしろ雇用情勢の悪化は、国民の危機感を強め、改革の必要性の認識を下支えしたといえよう。

最後に、科学技術政策について触れておく。スイスの場合、2 つの連邦工科大学と、4 つの連邦立の研究機関、それに各州が設立主体となっている州立大学が高等教育・研究の主体である。連邦と州のいずれもが、大学法の改正などを通じ、産学協同の推進と競争原理の導入

などを図っている。また政府科学教育予算の対 GDP 比は 5.5%、官・民合計の研究開発費の対 GDP 比は 2.87%と主要国中でも高い水準にある。政府部門の研究開発支出が GDP に占める割合は 0.76%であり、研究開発費の支出総額の 70.6%が民間企業によって支出され、26.8%が大学および連邦所管の研究機関で支出されている。日本の科学研究費におおよそ相当する連邦科学振興予算については、応用研究にも配慮を行うように重点の変更がなされたが、それでも、予算総額の 8 割は依然として基礎研究に配分されている。またその運営方法については、近年プロジェクト・コンペ方式が導入された。この方式では、各研究機関は、他の研究機関と横断的に研究プロジェクトを組織したうえで、戦略的に重要と思われる研究課題を掲げて応募する。数百にのぼるプロジェクトの中から 12 の計画が選抜され、これに対して集中的に資金が投下される。したがって各研究機関は、最強チームをつくるべく他の研究機関と連携を組んでコンペに臨む。いわば、各分野でナショナル・リーグをつくるという方式である。商業的成果は、この方式の優先課題ではないが、プロジェクトの 1 つ、微細加工技術を主題としたチューリヒ大学主導のプロジェクトは、商業利用の点でも予想を上回る大きな成果を上げている。

従来、保守的で基礎研究志向の強いスイスの大学は研究成果の産業界への還元に消極的であると言われていたが、90 年代末には、こうした雰囲気は大きく変化した。ただしその手法は、基本的にはいずれもアメリカ合衆国の経験を移植したものであって、スイス独自のものとして特筆すべきものは見あたらない。研究者と投資家の組織横断的なコミュニケーションを、縦割社会の中でいかに構築するかという問題が解決されないかぎり、制度の移植のみでは、日本においても有効な成果は上げにくいだろう。

(5) 企業体質の改善と経済の好転

以上の概観から窺えるように、スイスの場合、政府部門の改革は相対的には遅れ気味であった。経済再生での政府の役割は、財政健全化といった狭義の政府部門での改善を除けば、危機の認識の明確化と国民への伝達、処方箋と回復軌道の提示に限られた。スイス経済は、基本的には民間企業主導で回復を遂げたのである。

こうした民間企業主導の変化は、制度の変化としては捉えにくい。これはむしろ、企業文化と国民心理の変化といったものである。元来、スイスの企業が標榜する価値とは、安定性、信頼性、継続性といったものであって、市場での短期的利益を志向したものではない。また

スイスの場合も、企業体の利益を株主利益で代表させる見方は希薄であった。

しかし、既存の価値が動揺を来した 90 年代には、「株主利益極大化」を掲げ、敵対的な買収を辞さず、資本力を武器に既存企業に株価収益率の向上を求める投資家グループが登場し、スイスの企業文化に大きな衝撃を与えた。当初、こうした現象は、アングロサクソンの経営文化を直輸入し、スイスの秩序を破壊するものであるとして、社会の広範な層から拒絶と否定的な評価をもって受け止められた。しかしこうした異質な要素の登場が、守りに入っていた企業に刺激を与え、民間企業主体の回復過程の口火を切ったことも事実であった。こうして 90 年代半ばには、激しい国際競争に直面する産業を先頭に、不採算部門切捨て、選択と集中、買収などによる国際的企業再編、優良企業による人員削減が相次ぐ。95 年のスイス航空による 2800 人の人員削減を皮切りに、96 年には、チバガイギーとサンドの合併、4000 人の人員削減が発表され、97 末には、SBC とユニオン銀行の合併が発表された。競争力のある企業による前向きな再編が進められたのである。またこれと並行して、新産業部門を中心に新興の中小企業が簇生し、起業文化が次第に定着していった。とりわけ 90 年代末からは、ベンチャー投資が拡大し、大企業からのスピンアウトによる創業も目立ってきている。

このように、スイスの企業文化がこの数年で大きく変化したことは否定しがたい。しかし注意しなければならないのは、これが、当初危惧されたような形の、スイス的な労働慣行の破壊や、アメリカ的経営の全面的な採用を意味したわけではないことである。長期的な人材育成を重視したスイスの労働慣行は、幾分アメリカ企業的な柔軟性と機動性の要素を取り入れつつも、安定性と長期性に依然として価値を置くスイスの企業文化とともに、生き残っている。この点は、改革が社会的に受容されるためのいわば前提であった。

今日のスイス経済の問題は、企業体質の改善が、もっぱら従来から国際競争力が強かった部門で進展し、構造改革論者が最も問題視していた国内産業部門の体質改善が置き去りとなっていることである。これら弱体な産業の残存は、長期的には改革路線自体をも不安定にしよう。こうした問題を克服して、立地拠点としてのスイスの優位を維持しえるか否かが、改革の歴史的評価の際には最大の焦点となるであろう。

4 . 日本経済再生へのインプリケーション

ここでは、現在あるいは今後における日本経済の課題について、バブルの破裂に起因する不良債権の問題、国際的な経済環境の変化に対応した、経済構造とくに供給側の体質改

善の問題、経済の成熟化への対応、この3点に分けて考える必要がある。これらの問題は、構造問題として一括されることが多いが、バブルの清算の問題は、狭義の構造改革問題というべき問題とは別の要因から発生している。逆に課題は、仮に不良債権問題が無くとも取り組まねばならない問題である。それぞれの問題に対する処方箋はその内容を異にし、しばしば相互に排他的でさえある。したがってこれらの問題を同時に解決する解はなく、自ずと優先順位をつけて取り組まねばならないが、そのためにもこれらの問題を包括的に分析の俎上にのせることが必要である。以上の観点に基づき、スイス経済から得られる教訓について検討してみたい。

(1)「バブル」の清算とその手法

スイスと日本で、97年代以降の明暗を分けた最大の要因は、バブルの破裂の影響の相違であった。スイスでは、零細地方銀行の大規模な淘汰、州立銀行への公的資金の投入、民間大手銀行による赤字決算をも辞さない早期の不良債権最終処理などで、バブルの破裂に起因した不良債権の処理は、96年前後には完了していた¹⁶。

特段の外圧がなく、将来において景気回復が期待される中では、不良債権処理の先送りは銀行にとってはむしろ自然な選択である。スイスの大銀行が不良債権処理を急いだ要因の1つは、前述の収益性を重視する投資家グループによる銀行への圧力であった。その後も地価下落は続いたが、厳格な収益基準価格による担保評価方式への移行が進んだために、その後の追加的、事後的な不良債権の発生は僅かであった。

日本の場合、不動産市況の低下と金融収縮の連関がより強く、直接金融を通じた信用創造が機能しておらず、銀行の経営判断と政府の需要下支え政策によって、不良債権処理が先送りされてきた。したがって日本の場合、不良債権問題の深刻さはスイスの事例の比ではない。しかも、直接金融が機能していたスイスにおいても、供給側の構造改革にもかかわらず、不良債権処理が完了するまで結局景気は上向かなかったのである。この点からしても、不良債権処理の完了によって景気に底打ち感をだすことは、最優先の課題であるといつてよい。健全な企業統治による自主的な不良債権処理が望みにくい以上、税制での優遇など、不良債権処理の早期処理を促す政策的誘導が必要となろう。

(2) 構造改革、とりわけ供給側の問題

近年の日本における経済現象は、しばしばグローバル化の帰結として解釈される。実際、低価格品の大量輸入や生産拠点の海外シフトが、デフレ圧力や土地需要の減少に帰結していることは否定しがたい。しかし 90 年代の日本経済の停滞は、80 年代末のバブル発生の要因を措くとすれば、基本的には内生的なものであって、その限りでは一国単位のいわば「古典的」な経済問題である。あえて極端ないい方をするならば、巨大な内部市場を持つ日本経済にとっては、グローバル化の影響はようやく顕在化しつつあるに過ぎない。

これに対して、低成長、個人消費と実質賃金の低迷、失業率の高止まりといったマクロ的な不況、また国内需給しか反映しない不動産市況の低迷が、活況を呈する証券市場と著しい対照をなした 97 年までのスイスの状況は、グローバル化した経済の姿を端的に示している。スイスの証券市況は、国内景気とは無関係に、多国籍化した企業業績と世界的な景気動向を反映していたからである。このような状況下で初めて、今日欧州で最大の論点となっている「立地競争力」問題が、日本にとっても最大の経済政策的な課題となろう。バブル破裂の負の遺産を克服したとしても、日本経済は立地競争力改善のための構造改革という、より長期的な課題に直面しなければならないのである。

この課題が、政府部門の効率化と透明性の向上、民間市場における既得権と独占の排除、健全かつ透明な企業統治の確立、厳格な会計制度の導入による収益・リスク管理の徹底といったものからなることについては、おおよその社会的合意ができていると考えられる。またこれらの総じて市場主義的な改革の場合でも、公的年金制度や国民皆保険制度といった福祉国家の基本的機能に関しては、その維持についても合意があろう。最大の争点は、1 つには労働市場の問題であり、一般化すれば、競争原理の強化に伴う痛みをどのように制御するかという点であろう。いわゆるセイフティーネットの将来に対する不安が、構造改革に対する反対論の最大の根拠となっており、また消費心理の冷却要因となっているからである。

この点で、スイスの状況は幾分の示唆を含んでいる。スイスの場合、そもそも政府部門の比重が相対的に小さく、市場志向が強く、その限りで構造改革のハードルは低かった。しかしこのスイス社会を、個人が原子的に市場内で相対するのみの社会とみるのは誤りである。直接民主政を採用するスイスの場合には、社会の基本原則は自治であり、この自治の存在が、市場主義とそれに伴う経済的格差の存在にもかかわらず、社会の安定性を支えている。さらにこの自治の根幹は何かと問えば、それは、自治単位を構成する諸個人間の連帯である。連帯とは他者のために自らが負担を引き受けることであるが、その負担と受益の水準を自己

決定しうることが、連帯の前提である。つまり、自己決定に基づく社会的な合意があって初めて、セイフティーネットに対する信頼と支持が生じる。翻って日本では、集権的な財政構造と公会計制度の不備のために、受益と負担の関係は不透明で、有権者は財政支出水準の決定権を与えられておらず、これが国と自治体の双方の財政悪化要因となっている。スイスにおいて、住民投票原理の徹底が自治体の健全な財政規律と対をなしているのは、偶然ではない。政治の正統性の回復を通じて、安全網への信頼感と財政規律を高めることは、一見迂遠に見えても、長期的な経済的競争力の回復のための不可欠の条件といえるだろう。

(3) 経済の成熟および社会の高齢化と需要創出の問題

不良債権とともに90年代の日本経済の停滞要因となったのは、将来に対する著しい不安感に起因する消費の低迷であった。こうした悲観論と経済低迷の悪循環を脱するためには、少子高齢化、経済の成熟に伴う低成長経済への転換、それに周辺諸国の工業的発展を、日本に居住する者の生活水準の低下と直結する主張に対して、これを否定する明確なシナリオを提示することが必要であろう。こうしたシナリオは、歴史経験的には、決して非現実的なものではない。

アジアの製造業においては雁行型の地域分業体制が崩壊しつつあるが、これは日本にとっては、水平分業機会の増大と、フルセット型の産業構造を持たない「普通の経済」への転換を意味する。こうした不可避の変化に対して保護主義的政策を採るならば、日本の経済効率と競争力は低下せざるをえない。むしろ、こうした変化を好機とみることが必要である。スイスの事例を挙げるまでもなく、周辺地域での工業化と所得水準の上昇は、先発工業国にとっては、自国の成熟した消費様式に類似した商品とサービスの体系が、周辺国で市場を広げることが意味しうる。人口密度、資源賦存状況、文化様式などにおいて、日本と東アジアが類似の条件下にあることを考慮すると、先発国としてのこうした利点を東アジアの高成長から享受するうえでは、日本は欧米諸国に比して有利な状況にある。

このように考えた場合、日本にとっての長期的な課題は、少なくとも地域的にモデルとなりうる、文化的優位性を主張しうる消費生活の体系を、まず自国市場において実現することである。そのためには、相対的にも絶対的な貧弱であることが明らかな、住環境と都市環境を改善することが最大の課題となろう。都市の成長管理、環境、防災、景観への配慮、これらと統合的な交通・社会基盤の整備という観点から、強力かつ包括的な都市政策の実施が必要

である。市場原理に基づく選択の自由を保障し、また特に都心部での土地利用効率を重視することが重要であるが、合成の誤謬を避け、正負両面で経済の外部性を吸収するという観点からは、むしろ私権の制限や規制の強化も不可欠となろう。これはいわば、人口動態の安定化といわゆる地価神話の崩壊でようやく実現可能性が生まれた課題であり、また成熟社会において継続的に国内需要を喚起しうる部門は何かという問題に対する答えでもある。

以上3つの課題のいずれにおいても、危機脱却のシナリオを、長期的な耐性を持つ1つの政策思想と政策の体系として明確に打ち出さうかが重要である。スイスの経済政策論争を主導した2つの提言、連邦政府による「再生計画」、およびこれらを巡る論争に比較すると、日本における政策論争が、体系性と長期性を欠く場当たりのものに終始してきたことは否定しがたい。政党が経済政策思想の対立軸にそって組織されておらず、選挙を通じた有権者の政策決定権が奪われていることが、その背景であろう。しかしいずれにせよ、負の側面をも免れ得ない改革を実現するためには、国民の中で危機意識が共有され、かつ政策決定への国民の参加が確保されていなければならない。経済の基礎体力が脆弱であるにもかかわらず、状況対応型の需要創出策によって深刻な雇用情勢を回避してきた日本の場合には、この危機意識と変革への政治的意志が希薄であったことは否みようがない。しかしまさしくそうした状況が、問題を一層深刻化させてきたのである。

参考文献

- Rudolf H. Strahm. *“Arbeit und Sozialstaat sind zu retten. Analysen und Grafiken zur schweizerischen Wirtschaft im Zeichen der Globalisierung”*, Zürich 1997
- Wolf Linder, Prisca Lanfranchi, Ewald R. Weibel (Herg.), *“Schweizer Eigenart-eigenartige Schweiz. Der kleinstaat im Kräftefeld der europäischen Integration”*, Bern 1996
- Peter Moser, *“Schweizerische Wirtschaftspolitik im Internationalen Wettbewerb. Eine ordnungspolitische Analyse”*, Zürich 1991
- David de Pury, Heinz Hauser, Beat Schmid (Hrsg.), *“Mut zum Aufbruch. Eine wirtschaftspolitische Agenda für die Schweiz”*, Zürich 1995
- Office fédéral de la statistique/ Bundesamt für Statistik/Ufficio federale di statistica/Uffizi federal da statistic, *Statistische Jahrbuch der Schweiz, 2000/Annuaire statistique de la Suisse 2001*, Zürich, 2001. および、同、1996-2000の各号
- OECD Economic Survey, 1985 ~ 2000年の各号
- Tages Anzeiger (<http://tagesanzeiger.ch/ta/taHome.html>)
- Neue Zürcher Zeitung (<http://www.nzz.ch>)
- 町田顕著『プライベートバンキング 富裕層市場を制するのは誰か』東洋経済新報社 1998年
- 中野育男『スイス労働契約の研究』総合労働研究所 1995年
- 細田淑允『スイス会社法概説』法律文化社 1997年
- 黒澤隆文「アルプスの孤高の小国 スイス」渡辺尚編著『ヨーロッパの発見 地域史のなかの国家と市場』

-
- ¹ スイスの場合、金融業の印象が強いが、19世紀以来製造業が経済の重要な柱であり、ものづくりに立脚した経済構造を有してきた。しかしとりわけ1980年以降はサービス経済化の進展が著しく、1975年に就業者の40%を吸収していた第2次産業部門の比率は97年には25%に落ち、これとは対照的に、第3次産業の就業者割合は52%から70%へと上昇している。Strahm (1997), p.90
- ² 町田顯(1998)、39-124 ページ。
- ³ 『日本経済新聞』 2000年2月8日、大阪版
- ⁴ Strahm (1997), p.138
- ⁵ ゴロトゥルン州立銀行の場合、州財政からの1億7000万フランの支出によって破綻処理をおこない、銀行は民営化された。事後的に発生する追加損失負担は、1995年時点で14億フランとされていた(最終的な額については未確認)。同じく債務超過に陥ったベルン州立銀行の場合には、銀行の不良債権を新しく設立した金融会社(Dezennium Finanz AG)に移転して処理がなされた。ベルンの場合、直接、間接の公費負担は、およそ10億フランとされている。OECD(1995)、p.103
- ⁶ 失業率が5.2%という最悪の数値を記録した1997年においても、15-24歳人口の失業率は4.7%と全人口の数値よりも低かった。2000年下半期には、若年層の失業率は1.4%へと低下し、事実上完全雇用状態を回復している。
- ⁷ Bundesamt für Statistik(2000), s./p. 458.
- ⁸ Moser (1991)
- ⁹ de Pury (1995)
- ¹⁰ EEA加盟に合わせて準備された50を超える法改正等の計画は、まとめてEurolexと呼ばれていた。これは、EEA加盟投票否決の後に、Swisslexと名称を変更し、Eurolexの計画のうち27の計画を、EEA非加盟にもかかわらず推進することになり、多くが連邦法の改正として実現した。さらに政府は、Swisslex計画を拡張するかたちで、「再活性化」計画とよばれる一連の経済構造改革案を策定した。これは、競争政策の強化、移民政策の変更(越境通勤労働者の労働許可条件緩和、熟練労働者受入の拡大)、教育研究体制の改善(大学レベルの専門教育機関の設置)、農業保護制度の改革(公定価格制度から、環境への配慮を重視した直接支払い制度への移行)、国内・国際間の財・サービス取引の促進等を内容とするものであり、1993年以降、順次法制化が実現していった。OECD(1993), pp.62-65.
- ¹¹ 基本税率は6.5%であり、1999年より、高齢遺族年金の欠損額の穴埋め財源として、1%引き上げられ、7.5%となった。食糧品その他に広範に低減税率が適用されている。
- ¹² スイスの税制の問題点については、法人税の種類が極めて多い上、透明性に乏しく、中立性を欠く税体系が目立つこと、カントンごとに著しく異なる税制がとりわけ中小企業の業務にとって負担となっていることなどが指摘されている。長期的な税制改正に先行する形で、幾つかの小規模な改革が行われた。1998年には連邦法人所得税について、累進税率から単一税率への転換がなされたが、これはこうした改革の一部をなす。OECD (1999), p.93-46
- ¹³ 財政出動による景気対策を強いて挙げるならば、1993年予算の補正として総額4億フランを投じて行われた「投資ボーナス」計画を挙げることができる。これは、不況に苦しむ建設業界の救済を意図して、2億フランを自治体および州の公共事業に対する補助金に、8000万フランを住宅ローン補助に、また2000万フランを農業関連投資補助にあてたものであった。しかしこの政策は、建設需要の先食いをもたらしたにすぎず、住宅市況と建設業の景況は、計画終了後に一段と悪化してしまった。OECD(1993), p.58. また1997年には、「景気刺激プログラム」として5億6100万フランが連邦予算に計上され、州や自治体のインフラストラクチャーの維持補修事業と職業訓練プログラムに投じられたが、その予算は、当初予算の各費目を一律2%削除することで捻出されており、財政収支を特段に圧迫するものではなか

った。OECD (1997), p.5

- ¹⁴ 証券市場について付記すると、1995年には、証券市場間の競争激化に備え、チューリヒ、バーゼル、ジュネーブの3証券市場が合併し(SWXの創設)、取引から決済に至るシステムを世界で初めて完全電子化した。2001年には、ロンドンの私設証券取引市場と事業統合のうえ、SWXの電子取引プラットフォームを利用して、ヨーロッパの優良株を扱うvirt-Xを創設することを決定している。
- ¹⁵ 1992年にOECD各国を比較した調査では、政府の下に置かれた部門の数は、スイスの場合、フランス、イタリアよりは少ないものの、他のOECD諸国よりも多く、特にアングロサクソン諸国や日本に比すると政府の直営あるいは公社、政府が株式を持つ形での関与が著しい。OECD (1995), p.82
- ¹⁶ 96年までのスイスの不良債権処理額については、銀行部門全体で200億スイスフランという報道があるが、これは邦貨換算でおよそ1兆5000億円、したがって日本の人口規模に換算すると、およそ30兆円の不良債権処理に相当する。